

令和4年

第1回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和4年3月 1日

閉会 令和4年3月25日

忠岡町議会

令和4年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和4年3月1日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

ただいまから、令和4年第1回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

はい。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第1回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 令和4年度施政方針について |
| 日程第5 | 報告第1号 | 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について) |
| 日程第6 | 報告第2号 | 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について) |
| 日程第7 | 議案第1号 | 町道路線の認定について |
| 日程第8 | 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)) |
| 日程第9 | 議案第3号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第9号)) |
| 日程第10 | 議案第4号 | 忠岡町と泉大津市との間における大阪府から移譲される事務の委託に関する規約の変更協議について |
| 日程第11 | 議案第5号 | 附属機関に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第6号 | 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |

- 日程第13 議案第 7号 忠岡町基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 8号 手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 忠岡町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第19 議案第13号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第14号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第15号 令和4年度忠岡町一般会計予算について
- 日程第22 議案第16号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第23 議案第17号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第18号 令和4年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第19号 令和4年度忠岡町下水道事業会計予算について
- 日程第26 報告第 3号 事務報告について（令和3年分）

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和4年第1回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、第6波新型コロナウイルスの新規感染者数は減少の傾向が見受けられますが、現在も大阪府にはまん延防止等重点措置が適用されており、本町におきましても、昨日は感染者が出ませんでした。それまで連日感染者が出ている状況であります。引き続き正しいマスクの着用など住民皆様への感染予防対策の啓発に取り組んでまいりたいと思います。

また、世界では核保有国であるロシアがウクライナへ軍事侵攻し、今なお子どもを含む多くの犠牲者が出ております。武力による侵略は国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、決して許されるものではありません。武力ではなく対話による早期の平和的解決を願うば

かりであります。我が国は世界で唯一の被爆国であり、その悲惨さを経験した国であります。遠い国での出来事と済まさず、次代の子どもたちに戦争が招く悲惨さと平和の尊さを伝えていくことが、我々大人としての責務であると改めて思う次第であります。

本町といたしましては、毎年実施しております8月の非核平和パネル展などを通じて、積極的に平和の尊さを子どもたちに伝えてまいりたいと思います。

本定例会には、附属機関に関する条例の一部改正や、令和4年度一般会計予算及び特別会計予算を初め諸議案をご審議いただきますが、どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、12番・河野隆子議員、2番・河瀬成利議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より3月25日までの25日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月25日までの25日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

おはようございます。例月出納検査についてご報告を申し上げます。

ここに、ご報告申し上げますのは、令和3年11月29日、12月24日及び令和4年1月26日に行いました内容で、帳簿等は、同年10月31日、11月30日及び12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会

計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 令和4年度施政方針について、町長より所信表明の申出があります。発言を許します。町長。

町長（杉原 健士町長）

本日、ここに令和4年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和2年10月に町長に就任以来、1年以上が経過いたしました。この間、新型コロナウイルス感染症による、幾たびの緊急事態宣言などの発出を経る中、住民皆様の生命・財産をいかに守るかに重点を置き、各種施策を展開してまいりました。

とりわけ、感染拡大防止の最前線で従事されている、医療・介護、またエッセンシャルワーカーの皆様には、これまでのご尽力に敬意を表しますとともに、今後とも、感染拡大防止に対するご協力をお願い申し上げるところです。

さて、昨年末には、ワクチン接種が進み、収束の兆しも見え始めていたところですが、年明け後に新種感染が急拡大し、大阪府において過去最大の感染者が出る中、まん延防止等重点措置を経て、今日に至っているところです。

住民皆様には、引き続き、手洗い、マスク着用などの基本的な予防策をお願いいたしますとともに、町としましても、皆様の生命・財産を守るため、国や府と連携し、三回目のワクチン接種の推進をはじめ、必要な施策について、積極的に取り組んでまいります。

一方、このような時だからこそ、将来への希望と夢が必要であると感じています。

世界では、昨年東京に続き、先月、北京で開催されましたオリンピック・パラリンピックでのアスリートの活躍が私たちに大きな感動を与えてくれました。また、本町出身の藤本博史氏が福岡ソフトバンクホークスの監督に就任され、私たち町民に大きな誇りを頂いたところです。

また、大阪では2025年大阪万博の具体的な取り組みがはじまります。

そのような中、健全な財政運営への取り組みとともに、予算編成に工夫をこらし、コロナ対策はもちろんですが、子ども医療費の18歳までの拡大など、子育て支援をはじめ、健康やにぎわいづくり等、将来への希望を盛り込んだ内容といたしました。

その結果、令和4年度各会計の予算額につきましては、一般会計75億3,727万7,000円、各特別会計41億2,501万9,000円、下水道事業会計16億9,734万5,000円、合計いたしますと133億5,964万1,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計プラス5.7%、各特別会計プラス0.7%、下水道事業会計プラス7.1%、合計プラス4.3%となりました。

以下、新年度における重点施策の概要についてご説明申し上げますが、日本一小さな町忠岡町に住む誇りを感じていただけるよう、これらの施策推進に全力で取り組んでまいりる決意でございます。住民皆様にはなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1は、子育てがしやすいまちであります。

～学校教育が充実したまちづくり～

子どもたちは、本町の未来であり、希望であります。近年では子どもたちを取り巻く環境にも大きな変化が見受けられるなど、複雑多様化する教育課題へ、的確に対応しながら、豊かな人間性を育む教育行政を推進してまいります。

令和4年度は、小・中学校において、教職員の働き方改革を推進し、子どもと向き合う時間の確保などを図るため、統合型校務支援システムや、自動音声ガイダンスを導入してまいります。

「あすなろ未来塾」については、引き続き、習熟の程度に応じた授業や集団個別指導を通じて、基礎・基本の確実な定着を図ってまいります。また、小学校3、4年生で学力調査を実施し、課題などを早期に把握することで学校における教育指導の充実や改善に役立ててまいります。

国の「GIGAスクール構想」を受け、小・中学校に整備した通信ネットワークや1人1台のタブレット機器を活用し、新学習指導要領に基づき、情報活用能力の育成を図ってまいります。

町内在住の中学生から大学生までを対象とした、英語検定受験料補助事業は、年々受験者も増加傾向にあり、中学生で上位級の合格者も出てきております。

また、これまで取り組んできた小・中学生等を対象にした英語関連事業では、英語をツールとした様々な体験機会を提供するなど、国際社会で活躍するグローバル人材の育成に向け、今後も英語への興味・関心、活用を高めてまいります。

学校への支援では、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、少人数学級編制などによるきめ細やかな指導のための講師配置事業に取り組むとともに、小学校読書活動推進事業を継続して実施いたします。特に読書活動の推進については、「忠岡町子ども読書活動推進計画」に基づいた「ブックスタート事業」を更に4歳時、5歳時にも

適用し、就学前の計5年間、成長に応じた絵本を配布いたします。また、子どもの読書離れへの対策については、図書館で読んだ本の感想や履歴がわかる「読書手帳」の利用を引き続き推進してまいります。

生徒指導の充実につきましては、様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援するため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉機関との連携を図るために、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置してまいります。

また、昨年開設いたしました忠岡町適応指導教室については、町単費で指導員を1名増員し、より丁寧な支援を行う中、引き続き学校への復帰を支援してまいります。

～切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり～

子育て支援につきましては、令和4年度から、現在15歳までとなっている子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大し、子育てに係る負担軽減とともに、子どもたちの健康支援に努めてまいります。実施は令和4年10月からを予定しております。

子育て支援が充実したまち、将来も子どもたちの元気な声があふれる活力あるまちであり続けるため、令和5年4月に「(仮称)東忠岡地区認定こども園」を開園するため、昨年度より整備工事を行い、本年度中に新園舎の完成をめざしております。引き続き、幼保連携型認定こども園に向けて、取り組みを進め、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進を図るとともに、子どもたちの健やかな成長と遊びを通じた学びの環境を維持してまいります。

また、少子化・核家族化の中で就学前教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の提供と充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、保育所・幼稚園・小学校間の交流を引き続き行ってまいります。

子育て環境の充実については、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020(第2期子ども・子育て支援事業計画)」に基づく各種事業の実施や、国による幼児教育・保育の無償化と併せて、今後、より一層の子育て環境の充実に努めてまいります。

また町独自施策としての町内就学前施設に在園している子どもたちの給食費無償化とともに、引き続き質の高い幼児教育・保育の提供を行い、幼児の健やかな成長を促すとともに保護者負担の軽減を図ってまいります。

近年の核家族化による親元を離れたところでの妊娠・出産や、様々な事情を抱えた妊産婦が増えております。出産後間もない時期に育児不安や心身の不調など支援が必要な母子に対し、母親の心身のケアや育児サポートなどの支援を目的とした「産後ケア事業」を引き続き実施いたします。

第2は、健康に暮らせるまちであります。

～誰もが暮らしやすいまちづくり～

令和4年度は、いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向け、介護ニーズも増大することが想定されることから、介護予防や健康と生きがいをづくりの推進

を図るため、家庭でも気軽に運動ができるよう町オリジナルの健康体操の動画を作成し、配信してまいります。

総合福祉センター等の高齢者施設につきましては、イベントやクラブ活動などを通じて、引き続き利用促進を図ってまいります。

また、自立支援・重度化防止の取組の推進や、認知症発症初期から適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図るほか、必要なサービスが切れ目なく提供され、住民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「地域包括ケアシステム」の推進を図ってまいります。

障がい者・障がい児福祉については「第4次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」に基づき、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、障がい者施策の推進を行うとともに、市内、町内・外との連携の強化を図ってまいります。

地域福祉の推進については、忠岡町社会福祉協議会と連携し、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるよう、地域社会を基盤とした地域福祉の充実、推進を図ってまいります。

～健康づくりを推進するまちづくり～

住民一人ひとりの健康寿命を延ばすため、保健センターを拠点とし、健全な生活習慣の確立に向けた、自主的な健康づくりや食育を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、泉大津市医師会や和泉保健所と連携したPCR検査の検体回収を引き続き行うとともに、ワクチン接種につきましても、国の動向や大阪府の指導に沿った対応を行ってまいります。

特定健診やがん検診については、受診率の向上を図るため、全国健康保険協会と合同での特定健診とがん検診を実施するとともに、引き続き日曜健診を実施いたします。

また、若年層、特に子育て世代の健診受診強化については、がん検診の推奨年齢対象者などに対して個別通知を行い、がんの早期発見、早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。また、「健幸まつり」を開催し、住民の健康増進や介護予防の啓発にも努めてまいります。

国民健康保険については、大阪府が市町村とともに、財政運営を担うことで保険財政の安定と強化が図られており、資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業などにおいて、本町の実情を踏まえたきめ細かい対応を行ってまいります。

第3は、生涯活躍できるまちであります。

～多様な価値観を尊重するまちづくり～

本町は、「非核平和宣言都市」として、核兵器のない世界の実現に向け、引き続き平和事業への取り組みを推進してまいります。

人権施策については、忠岡町人権協会とともに、性差による差別をはじめ、障がい者差

別、同和問題、コロナ差別などあらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を推進してまいります。

誰もが活躍できる社会づくりの推進を図るため、「第二次忠岡町男女共同参画計画」に基づき「みんなで創ろう、自分らしく活躍できる元気なまち」を合言葉にLGBTQ+といった性の多様性などの課題についても取り組みを進めてまいります。

児童虐待やDVに関しては、令和4年度もDV支援コーディネーターを配置し、また、虐待をはじめとする課題を抱える家庭への相談体制を整備することで、早期発見に努めるとともに再発防止を図ってまいります。

また、「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、広報活動などに取り組んでまいります。

国際交流事業については、忠岡町国際交流協会を中心に、次代を担う子どもたちの国際的なコミュニケーション能力向上の支援を柱に、教育委員会とも連携を密にしながら、種々活動を展開してまいります。なお、友好都市との交流事業につきましては、内外の感染状況を見極めながら判断してまいります。

～愛着がもてるまちづくり～

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要であり、基礎となる自治振興協議会との連携を図ってまいります。

また、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災活動を推進するため、防災訓練や防災講演会を開催するとともに、自主防災組織主体の訓練開催に向けての支援を行ってまいります。

防犯対策の推進については、地域安全見守り活動や青色防犯パトロールなど、地域をはじめ関係機関と連携する中、犯罪抑止機能の充実を図ってまいります。また、犯罪の抑止効果が認められている防犯カメラについては、自治振興協議会に対する防犯カメラ設置補助事業を継続いたします。

情報発信については、忠岡町公式LINEから発信する情報を拡充し、住民が必要な情報や町の魅力をタイムリーに発信してまいります。

「だんじり祭」は、地車連合会、地元各町などが協力、連携することでさらなる賑わいを創出し、地域住民の力で継承していけるよう、支援を継続いたします。

国宝や重要文化財を所蔵している公益財団法人正木美術館については、内外に向けた魅力ある情報発信とともに、本町出身の方々とのテーマイベントについて支援を継続してまいります。

～生涯にわたって学べるまちづくり～

令和4年度は、町民グラウンドについて、急激な集中豪雨などによる水はけの悪さを改善し、体育の授業や各種イベントなどが速やかに実施できるよう、その手法について具体

化を図ってまいります。

また、令和4年度から、スポーツに真摯に取り組む児童及び学生アマチュアの方々を激励し、支援するため「忠岡町スポーツ振興奨励金」制度を創設し、社会体育の一層の振興に寄与してまいります。

スポーツセンターについては、コロナ禍においても、地域住民がスポーツを楽しみながら体力増進・健康保持といった、健全な生活習慣を確立できるようなプログラムを展開し、安全で快適な施設環境を提供できるよう、努めてまいります。

文化会館については、地域住民の文化的な交流を促進するとともに、誰もが利用できる生涯学習の拠点施設となるよう、また、地域の芸術活動の広がりや地域貢献を果たす新たな仕組みが定着するよう、運営してまいります。

児童館については、魅力的で安全安心な子どもの居場所となるよう、さまざまな教室等を継続して開催するとともに、貸し菜園を活用する等、地域住民と触れ合いながら学ぶ機会づくりも継続し、適切な運営に努めてまいります。

第4は、安心して暮らせるまちであります。

～災害に強いまちづくり～

近年、日本各地で大規模地震や想定を超える集中豪雨などが発生し、本町においても平成30年の台風21号では経験のない被害を受けたところであります。

今後も局地的な集中豪雨や広範囲に被害が及ぶ南海トラフ巨大地震の発生が想定されており、災害発生時には正確かつ迅速な情報伝達ができるよう、情報提供ツールの充実を図るなど、被害をできるかぎり抑える減災対策の強化に取り組んでまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅の耐震化を促進するため、耐震補助制度について啓発、窓口での相談、個別訪問に加え、木造住宅耐震リフォームの講演会・相談会を実施するなど、地震災害に強いまちに向けた取り組みを進めてまいります。

～安全に暮らせるまちづくり～

令和4年度は、消防において、複雑多様化・大規模化する各種災害に対応するため消防用資機材、消防車両を計画的に整備する中、老朽化した消防団の消防ポンプ自動車を更新し、消防体制の充実を図ってまいります。

救急につきましては、引き続き、救急体制の充実強化に努めてまいります。

交通安全については、幅広い年齢層の方を対象とした交通安全教室を開催し、啓発活動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路に関しては、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携した合同点検の結果に基づいた対策を実施するなど、子どもたちの安全を図ってまいります。

また、自転車の安全対策としては、子どもと高齢者を対象とした、自転車用ヘルメット購入補助金交付事業を引き続き実施し、自転車を利用する方のヘルメット着用を促し、被

害軽減につなげてまいります。

消費者が安全で安心して豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、今後も消費生活専門相談員による相談を行ってまいります。また、高齢者などの社会的弱者には地域の回覧板や出前講座等で啓発するとともに、低年齢化するネット消費については、学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を行ってまいります。

第5は、便利で生活しやすいまちであります。

～人が集うまちづくり 町内移動がしやすいまちづくり～

人口減少や少子高齢化の中、引き続き、都市機能を住民が集まりやすい地域に維持・誘導し、暮らしやすく、コンパクトなまちづくりをめざしてまいります。その先駆けといたしまして、東忠岡地区の認定子ども園建設を中心とした子育て支援施設などの機能を再構築し、まちの活力を維持・増進してまいります。

～快適な都市基盤のまちづくり～

公園・緑地等については、魅力化や地域の活性化に資する賑わい空間として、その利用可能性について検証してまいります。

一般廃棄物の処理については、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化、ライフサイクル全体での資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生など、持続可能な社会づくりへの総合的な取り組みが示されていることから、長期的視点に立った基本的な方針を定め、一般廃棄物処理基本計画を改訂してまいります。

下水道事業については、現在、汚水整備の人口普及率は97.2%であり、今後も計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、大雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管の整備を進めるとともに、雨水対策の根幹をなすポンプ場については、引き続き長寿命化対策を実施し、また、津波や豪雨等の浸水被害による機能不全を防ぐため、耐水化対策事業を実施するなど、安定した運転ができるよう、対策を図ってまいります。

～環境へ配慮したまちづくり～

国際公約である「2050年カーボンニュートラル」では、温室効果ガス排出量削減に向けた、実効性のある取り組みが求められていることから、国が示す地球温暖化対策計画に沿って、公共施設における温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを行ってまいります。

また、住民等に対しては、ごみの適切な分別に努めることやマイバック推奨などの啓発を行い、ごみの発生回避、排出抑制、再利用、再資源化の4R推進に努めてまいります。

第6は、誰もが働きたくなるまちであります。

～地域振興をめざしたまちづくり～

令和4年度から森林環境譲与税を財源に、木のぬくもりに触れることによる木育の効果

を期待するとともに、国産木材の利用促進につながることを目的に、大阪産木材を使用した「積み木」を出生のお祝いとして贈ってまいります。

商工業の振興につきましては、忠岡町商工会と連携し、地域の商工業振興施策及び法律・税務などの各種相談業務を行うとともに、起業・創業支援事業を継続し、専門の相談窓口やビジネススキル習得に向けたセミナーの充実を図ります。

また、「IT化推進事業」では、ホームページ作成経費に加え、働き方改革やアフターコロナを踏まえ、テレワーク導入経費についても支援の拡充を図ることとし、公的機関の融資を対象とした「利子補給制度」などにより、経営の安定と振興に取り組んでまいります。

農業振興については、貸菜園の管理を適切に行うとともに、料理教室を通じて地産・地消と郷土料理の普及を行い、また、その状況をネット配信するなど、地域の食文化と地元消費のPRに努めてまいります。

水産業の振興については、漁業協同組合の大阪湾の水質保全活動や忠岡港でのイベントを通じて、美しくて豊かな海の恵みである地元海産物に親しんでもらい、また、港のあるまちとしての魅力が増すよう取り組んでまいります。

～働きやすい環境のまちづくり～

就労支援については、関係機関と連携を図り、就職を希望する方に有効な情報提供を行うとともに、障がい者のための就労サポートも継続して実施してまいります。

また、就労に有効な資格取得に関する専門講座の開催、国家資格や技能検定取得経費の助成及び住民を新たに正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。なお、在住者正規雇用補助金については、障がい者雇用の支援として、補助金の割増しを予定しております。

第7は、持続可能な行政運営ができているまちであります。

～限られた行政資源を有効活用できているまちづくり～

令和4年度から、公共施設については、老朽化した空調設備の更新と照明のLED化を図るため、改修工事・維持管理までを含めた包括的なサービスを提供し、省エネ効果が高いとされるESCO事業による設備更新に取り組んでまいります。

入札制度については、公正さと透明性を担保するため、弁護士や学識経験者による忠岡町入札監視委員会を設置し、これまで以上に、丁寧できめ細かい運用に努めてまいります。

効率的な行政運営の推進については、「第6次忠岡町総合計画」に基づき、各事業の改善や見直しの徹底を図り、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。また、限られた財源を最大限に活用するため、施策の優先度・緊急度、事業効果などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

ICTの推進については、引き続き情報提供ネットワークシステムとの本格連携によっ

て構築された、利便性の高いシステムを円滑に運営してまいります。

町税については公平かつ適正な税政を継続するため、大阪府と連携し、税務職員の賦課・徴収に係る知識や技術などの向上を図り、税収の確保に取り組んでまいります。

また、情報通信技術の進展に伴い、既に導入済みの町民税などのスマホ決済に加え、今後、全国統一規格される地方税用QRコードを活用することで、関係機関における事務負担の軽減及び更なる納税者の利便性向上につながるよう、関連システムの整備に努めます。

ふるさと忠岡応援寄附金については、大手4ポータルサイトに展開し、環境を整える中、引き続き魅力ある返礼品の充実に向け、事業者と連携を図ってまいります。

広域連携の推進については、住民サービスの向上及び財政の効率化が見込まれることから、今後もさまざまな分野で将来を見据える中、持続可能なまちづくりに向け、積極的に検討、推進してまいります。

消防の連携・協力については、岸和田市との消防指令業務共同運用が開始され約1年が経過した事により、運用開始後における検証を行い、また改善を図りながら、更なる消防連携体制の構築に努め、住民サービスの向上、消防力の強化に取り組んでまいります。

関西国際空港を中心としたインバウンド効果が泉州地域に反映されるよう、観光事業のプラットフォームとなるKIX泉州ツーリズムビューローに参画し、引き続き泉州9市4町や民間企業と連携して、泉州地域の活性化に取り組んでまいります。

～柔軟な体制をとれているまちづくり～

多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、先進的な行政手法の習得や幅広い視野の形成、また民間の持つ経営感覚やコスト意識の習得などを通じて、職員の意識改革を図るための取り組みを行ってまいります。

また、初めての取り組みとして昨年実施しましたインターンシップ制度の導入については、参加学生から大きな反響をいただくとともに、指導する職員の人材育成意識の向上も図ることができ、引き続き積極的に進めてまいります。

なお、昨年1月に就任しました副町長には、各種補助金や制度設計をはじめ、大阪府との連絡・調整などを通じて、私を補佐する中、町政運営の発展に尽力しているところであります。引き続き、私とともに住民福祉の向上と町の発展に努力してまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げます。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、住民に信頼されるまちづくりをめざしてまいります。

なお、冒頭にも申し上げます新型コロナウイルス感染症対策とともに、アフターコロナ時代を見据えながら、住民の目線に立って「スピード」「決断」「実行」をモットーに、誰もが幸せを実感できる『ただおか』を創るため、全力を傾注してまいります。

議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただ

き、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びにあたり、提案いたしております令和4年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政の方針といたします。

令和4年3月1日

忠岡町長 杉原健士

ご清聴ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

（「午前10時49分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第1号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年11月28日、忠岡町馬瀬1丁目6番18号先路上において発生した事故について、相手方と損害賠償額14万3,000円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年1月16日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、報告第1号を終わります。

議長 (和田 善臣議員)

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について)を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

報告第2号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年10月28日、忠岡町忠岡北1丁目11番41号太平のゆ駐車場出入口前の路上にて発生した事故について、相手方と損害賠償額25万3,000円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年1月27日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、報告第2号を終わります。

議長 (和田 善臣議員)

日程第7 議案第1号 町道路線の認定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第1号、町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本件は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可により築造された道路で、本町に
帰属された5路線を町道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、議会
の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第1号 町道路線の認定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度忠岡町一般会計補正予算 (第8号)) を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和3年度忠岡町一般会計補正予算 (第8号) で、令和3年12月14日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は1億3,500万円の追加で、これを補正することにより予算総額は77億9,366万8,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の計上。歳出につきましては、第3款 民生費で、12月議会定例会で承認いただいた子育て世帯臨時特別給付金給付事業のうち、給付金を追加計上するものでございます。

どうぞよろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第8号))を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第9 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第9号))を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第9号)で、令和4年1月25日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は3億3,280万8,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は81億2,647万6,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の計上、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金の計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金活用事業に係る救急器具、保育所及び幼稚園備品購入費の計上、水道基本料金減免に係る負担金の計上、これらの事業の財源として活用するため、事業継続推進支援補助金に係る不用額の減額。第3款 民生費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業関連経費の計上でございます。

どうぞよろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第9号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第4号 忠岡町と泉大津市との間における大阪府から移譲される事務の委託に関する規約の変更協議についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第4号、忠岡町と泉大津市との間における大阪府から移譲される事務の委託に関する規約の変更協議について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府から移譲される事務の委託に関し、泉大津と結んでいる規約の別表に定める事務について、今後、大阪府の条例改正があった場合において、引用条項について影響を受けないよう、所要の見直しを行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第4号 忠岡町と泉大津市との間における大阪府から移譲される事務の委託に関する規約の変更協議についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第5号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第5号、附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、新たな入札制度の運用に当たり、忠岡町入札監視委員会を設置すること、及び令和4年度に実施するESCO事業の事業者を選定するため、忠岡町ESCO事業者選定審査委員会を、附属機関とし設置するため、本条例の改正及び附則で忠岡町報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

議案第5号、附属機関に関する条例の一部改正案、忠岡町ESCO事業者選定審査委員会の設置に関連し、質問いたします。

秘書人事課資料によりますと、既存の公共施設等を民間のノウハウで省エネルギー化、改修し、その省エネルギー化による削減分、光熱費を改修工事の経費に充てるという事業であるということでもあります。

光熱費は、事業実施前の過去5年間と照らし合わせて、事業実施後は40%削減できるという説明でありました。対象施設の年間の合計の光熱費はというと、担当課よりお聞きしますと、年間約3,500万円だということでもあります。そのうちESCO事業をすることで本当に40%減るのでしょうか。その根拠をお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

令和2年度におきまして、決算ですね、19年連続、経常収支比率が100%を超えております。この経常収支比率を改善することが喫緊の課題となっておりました。今年度、その取組としまして、ESCO事業導入検討チームを立ち上げまして、その中で事業者によります予備診断をさせていただきました。その中で、効果が予備診断の削減で38%の効果が示されたところでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

このESCO事業の対象施設は、シビックセンター、消防署、文化会館、そして町道にある水銀灯が予定されております。中身を申しますと、空調設備、照明設備、それから水銀灯はLED化にしていくということではありますが、もうかなりLED化は進んでいるのではないのでしょうか。効果は、今おっしゃいましたように、予備診断で38%という数字が出てまいりました。これだけ削減できるだろうと、今年1年かけてプロジェクトチームで調査をしてきたということでありました。もちろん他市も参考にされたと思います。しかし、本町は、他の自治体に比べ施設は比較的新しいですから、そんなに効果は出ないという説明も協議会の中で言われておりました。それでは、赤字を出してしまうのではないのでしょうか。

本町がESCO事業を今後検討するのは、エネルギーコストを下げ、浮いた分で企業

で初期投資、つまり機器の更新、維持管理、補修費の経費を賄ってもら、充てるというわけでありまして。一般論ではなしで、なぜこれだけ削減できるのか、具体的な数字、今38%、予備診断されたということでありまして、予備診断はどなたがされたんでしょうか。そして、きっちりとやっぱりこれは数字も、具体的な数字をもう少し深めていただいて議論をしていかないといけないと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

予備診断につきましては、企業さんをお願いしまして、していただいたところでございます。空調につきましては、シビックセンターにつきましては、R22冷媒というものを使っておりまして、これにつきましては2020年度に全て製造が中止しております。ですので、喫緊の課題として、修繕ですね。今後、機器を修繕する場合、支障を来すというところでございます。

また、文化会館の施設につきましても、もう耐用年数を過ぎております。消防施設につきましても空調の耐用年数が過ぎておりますので、喫緊の課題となっているところでございます。

具体的な数字につきましては、どういった対象設備を実施していくのか、今後検討していきますので、出ましたら、また議員の皆様にお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

本町の空調設備ですね、これはフロンガスを使っているということで、これは2020年に製造が全廃されるという説明はお聞きしたところであります。しかし、消防施設なんかも入っているわけなんです、消防施設なんかはまだ随分新しいというふうに思うんです。それで、効果額がほんとに出るのか。先ほども申しましたが、本町は他の自治体よりも比較的施設が、この庁舎もであります、新しいというふうに考えます。そこで38%、40%、本当に削減ができるのか。

また、ESCO事業は企業への報酬も発生してまいります。本町の説明では、主に電気代の削減の差額です、繰り返すにはなりますが、機器の更新、維持管理、補修費も賄っていくという計画であります、しかし、金額を聞きますと、年間3,500万円、非

常に私が考えていたより、光熱費は思っていたよりかはちょっと金額が低いというふうに思っております。この年間3,500万円から、さらにエネルギーコストを下げ、その経費が本当に出るのかというところです。

そして、40%が30%、20%の削減しかできなければ、忠岡町が損をするということはないのでしょうか。それに、この資料によりますと、企業が包括的に事業をするということでもありますから、それによって忠岡町が物が言えるのでしょうか。住民にしわ寄せがあってはなりません。やはり40%という数字は、議会へ説明されたのでありますから、科学的根拠をもってきっちりと説明を頂きたい、答弁を頂きたいというふうに思います。いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。この答弁をもって、河野議員の質問を終わります。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほど、私のほうから削減率38%という形でお答えさせていただきました。この38%というのは、対象設備をトータル的に考えた場合に38%ですので、対象設備によっては、削減率がもっと高いものや、もっと低いものがございますので、その辺はご承知おきいただきたいというふうに考えております。

全て、この削減額で対象設備の改修工事が賄えるのかというところでございますけども、診断の中では、町の持ち出しがあることは、これは見込まれているところでございますので、この削減をもって改修工事をできるということはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ESCO事業のメリットとしまして、最初に省エネの削減効果を提案していただきます。その削減効果以上に超えた部分につきましては、ESCO事業者が負担するということとなりますので、この辺がESCO事業にとってはメリットになるかというふうには考えているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ただいまの河野議員の質問の中で、町の答弁が、年間の光熱水費が3,500万円のうち4割が削減され、その浮いた分を設備、機器の更新の費用の支払いということに充てる

ということでしたが、その新しく設備、機器の更新費用ですね、それが光熱水費の削減分では賄えないと、足が出るという今ご説明でありました。

私がちょっとお聞きしたいのは、このE S C O事業を行うことによる忠岡町の今後の財政に与える影響というものを、どのように忠岡町は考えているのかということでありませう。毎年、幾ら足が出て、お金が必要なのか。そして、それは今後の忠岡町の財政をどの程度圧迫をするのかという財政に与える影響がお示しがされていませうので、その影響額、影響については明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

これから、その対象設備等を絞っていきますので、その部分の中で町の財政負担が見えてくるというふうに考えております。それにつきましても、E S C O事業にもリース方式と買取り方式というのがございますので、この部分も含めながら、今後、町にどれだけ負担がかかるのかということを検証しながら、また募集をかける前には、議員の皆様にお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

この条例の一部改正ですね、忠岡町のE S C O事業の事業をする事業者を選定する、設置するという段階のそういった条例の提案があるということなので、その財政への影響というのがどの程度あるのかということは、これからお示しということでありませうので、この時点でまだ財政見通しが何も資料が出てこないとこと自体が、大変ちょっとこの事業、ほんとに進んでいいのかどうかという、検討するには大変不十分な状況であるかと思ひます。今後、このE S C O事業の支援業者ですね、具体的にまだ発注する前にどういったどのぐらいの事業費が要るとか、どういった財政効果がとか、そういった具体的な検討をこれからするという段階であります。

事前の説明によりますと、4月から6月、6月の時点で事業の費用について、財政見通しについても出てくるであろうと、出せるということでありませうので、その6月ですね、出てきたその時点で一度そのE S C O事業についてどうなのかということ、町民やまた議会で検討する機会ということを持つお考えはありませうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

まず、この空調設備については、先ほど申し上げましたけど、R22冷媒ガスがもう製造中止になっていると。空調の工事をするのが、喫緊の課題となっているところでございます。その部分で、どうやったら省エネの効果が高い設備になるだろうかと。後々の町財政にかかる負担が少ないとかというところを、ESCOを導入しまして企業さんから提案していただくというところで立ち上げたものでございます。

ですので、今後ですね、金額がどれだけ負担がかかるのかといった時点で、先ほども申し上げましたけども、議員の皆様にご提示をさせていただくと。その中で、総合的に判断して実施をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

まだどういう形で、どういう手法、リースなのか買取りなのか、起債をして、まあまあいろいろそういったことが、まだこれから検討するという段階であるということでもあります。ですから、それがきちんと具体的にこのような中身であるということ、プロポーザルか何かでされるから選定委員会というのがあるんですが、その寄ってきた、応募してきた企業に任せられている、委ねられている、その中からどれにするかというところになっているという、大変忠岡町が業者に任せてしまっているというね、出たところ、どんなものが出てくるかということによるという、大変不安定な状態に、不十分な状態にあるということが分かりました。

一度やっぱり総合的にまた判断するということでもありますので、きちんとまたそれをお示しいただいて、そこでどういう形でするか。それは、時期についても、やはりもう一度再検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

答弁要りますか。

6番（是枝 綾子議員）

それはお約束していただけますねということで。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

省エネの効果の高いものをご提案していただいて、その中で設備を更新していきますので、それは本町にとってメリットになるのかなというふうには考えております。当然、町財政にかかる負担でありますので、議員皆様にお示しをさせていただくというふうに考え

ております。よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、質疑ありませんか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほどの河野議員、そして是枝議員のほうから、このE S C O事業に対する忠岡町の現在の状況ということで、ある程度お伺いしたところであります。

その中で、スケジュールですね。全協の中でもスケジュールはある程度示していただいたところはあるんですけども、その中で7月から仕様書に沿った形での業者をプロポーザルしていくという形でお伺いしております。7月から開くのであれば、今回この忠岡町のE S C O事業者選定審査委員会、3月というこの時期に設置するという意味合いは、特にちょっと早過ぎるかなというのがあります。先ほど来、河野議員、是枝議員のほうからもまだまだ中身が分からない段階での審査委員会というのは、設置が時期尚早ではないかということと、7月のほうから、当初事前説明していただいている分に関しては7月から開くということなので、この議会ではなくて次の議会でも審査委員会の設置ということでも可能ではないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

E S C O事業の選定委員さんには、大学の教授とか、それに携わっている委員の方を選任したいというふうに考えております。その中で、いろんなご意見を頂きながら、事業性の具体的な方法を考えていく上で、3月議会上程が妥当なのかということで上程をさせていただいたというところがございます。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

そのいろんな方の、大学教授も含めて見識のある方に準備していただくために3月議会での設置がいいんじゃないかということだったんですけども、そうしましたら、そのE S C O事業者選定審査委員会なんですけども、事前の説明では2回程度開くという話でお伺いしてるんですけども、一体この審査会自体は、審査委員会というのは、大体いつぐらい

から開催する予定にしておりますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

会議に皆さん集まっていたのは7月ぐらい。あと、事業者選定プロポーザルをしまして、最終的に優先交渉権者を決めていただく12月頃の2回ぐらいを想定しているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そうしましたら、1回目は7月ということですけども、7月に1回目集まっていたということ、先ほどの話の中では、今の支援業務の業者のほうがある程度仕様書をつくって、先ほど来からも議会の中とか住民の方にも事前に説明していただいた後に、7月に一度開いて、それからまた12月に再度、最終決定か何かされると思うんですけども、その時点で審査会を開くということですよ。

それでしたら、7月、6月に仕様書ができた際に、すぐ7月に開いて、委員の方々がその仕様書についてゆっくり内容を吟味できるかどうかというちょっと問題が出てくると思います。そういった意味では、仕様書というかその委員会を開くのは7月ではなくて、もうちょっと後のほうで、きっちり内容を見てから、そういった審査会、委員会を開いたほうが、その委員会の中でも内容の吟味ができると思いますし、そういったことができると思いますけども、そういった意味ではもうちょっとこの3月議会、先ほども事前準備が必要ということだったんですけども、3月議会でこれをわざわざ設置することではなくて、6月議会でも間に合うんじゃないかとちょっと思います。

先ほども河野議員、是枝議員のほうからも質問がありましたけども、その仕様書ができてから一たん議員のほうに6月ぐらいに、内容のできた分に関しては説明していただけるということだったので、それをまた見て、いろいろ検討していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私どもでは時期を申し上げさせてもらってますけども、これはあくまでも予定でござい

ますので、当然上下はすると思います。ただ、事業で改修工事をすればするほど電気の削減が早くできますので、その辺につきましては町のほうのメリットになりますので、できるだけ早いうちに議員の皆様にお示しさせていただいて、事業の実施を進めていきたいというふうに考えてますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ESCO事業につきまして、先日の全員協議会にて今後のスケジュールなんかの説明を頂きました。しかし、その後、ロシアがウクライナに侵攻しましてですね、日本政府もロシアに対しての金融制裁とロシア中央銀行との取引制限を発表いたしました。そうなりますと心配されるのが、日本卸電力取引市場における相場の高騰であります。もし次年度、電力相場の高騰などが起こった場合、委員会やプロポーザルなどの延期とか、その辺、契約もそうなんですけれども、柔軟に対応するお考えというのはありますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

電気につきましては、令和4年につきましては大幅に上がるという見込みを立てております。そういった部分、当然、経済状況とかも急変したりしますので、その分につきましては考えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ちょっと話が食い違っていると思います。僕が言っているのは電気の卸売の相場なんです。電気の小売り価格じゃなくて、その卸のほうなんで、そっちの相場価格が上がった場合ということです。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

電気が上がればですね、当然そのESCO事業者につきましても、事業者さんがその分、負担できるのか、耐えられるのかどうかということがあります。その部分につきましては、コンサルさん、令和4年度にコンサルさんを入れますので、その方にもちょっと聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。必ず実施すれば事業者さんが来てくれることの保証がなければ事業の実施の意味もございませんので、その辺は十分検討しながら考えてまいりたいと思います。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

えらいざっくりしたお答え、ありがとうございます。具体的に、公室長、公室長の考える電力の卸売価格のデッドラインとか、そういうのは頭の中にありますか。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

どの部分でデッドラインか、なかなか私のほうで専門的なちょっとお答えできないんですけども、そこは事業者、コンサルさんを入れますので、そちらの方のご意見を聞きながら、事業の実施性、妥当性を検証してまいりたいというふうに考えています。よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。もう3回。

7番（松井 匡仁議員）

さっきの1回は食い違っているから。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません、これコンサルに聞いても、相場のことなんで、先の予測をしていかなと、そのとき上がってしもうて飛んでしもうたというたら話になりませんので、先の予測をするに当たって、この3か月後に大体電力の卸売価格というのはぐっと上がってくるんですけども、春に高騰しそやというときに、やっぱりその先のことを考えて延期するとかですね、そういう判断していかなあかんで、やっぱりある程度先に先にそういうデッドラインを持つとかないかんとおもいますので、その辺、検討しながら進めていっていただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

答弁要りますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

その辺、十分検討しながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ちょっと1点質問させてもらいます。このESCOで進むという今回の議案なんですけど、さきの国の予算及び3年度補正予算が決まりまして、大阪の河南町でしたっけ、ESCO事業が結局採択されへんで、持ち出しになりましたみたいなこともお伺いしてますし、先ほど松井議員がお伝えしたように、電力価格のような先行き不透明な部分にかなり左右されていくことになるのかなという危惧がかなりあります。

ただ、その一本足決定打法ではなくて、例えばですけど、令和3年度補正予算、さっき決まりましたよ、先月決まったやつ。先月というか先週ですけど、例えばですけど、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入促進事業、これが国の予算、70億円ですね。建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業、これが約75億円。令和4年度予算案で、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金で200億円、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する、さっきと同じものの4年版なんですけど、これで大体20億の予算がついたりして、まだ僕も読み切れてないので、どこまでが公共的な部分であるのか、そうでないか分からないんですけど、多分ESCOをやりながらこれを取るというのは多分難しいことやと思うんです。どっちか選べよという、国がもし範疇にあれば。まあ、先行き不透明なものに頼って、取れるか取れへんか分わからんところをどうこうしながら取りあえず進むのか、こういったものを着実に、これは国に採択されたら着実に取れるわけじゃないですか。それも同時並行で検討材料としてちゃんと進めていただいた上で、いやいやこれは無理でっせという、国から何回か交渉した上で回答が来て、それでもあかんという中で、ESCOというものを見ていくのか、どのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ちょっと私ども、今の三宅議員のおっしゃった補助金ですか、ちょっと私ども調べておりませんので、今後調べていきたいというふうに考えています。

今後、こういった形で負担が減るのかという部分も併せて検討させていただきますので、新たにESCO以外に削減できるような効果を見込めるものがありましたら、そちらのほうを選択すべきものというふうには考えています。

ただ、空調につきましては、何度も申し上げてますけども、既にもう故障がちでございます。R22のフロンガスももう製造中止になっておりますので、国の採択がされるまで待ち続けるのかという部分もございまして、その辺も並行に考えながら検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今の点で言うと、ESCOって再来年じゃないですか、早くしても。そうですね。今、国の事業やったら、令和4年、令和3年補正予算ですよ。それ、今年中じゃないですか。要は、令和4年度中じゃないですか、やんなあかんのは。多分これの後に募集が始まるのは、3月下旬から4月に入って始まって、多分5月下旬か6月半ばぐらいで締切りになると思うんですよ。さっさとせえという話やと思うんですよ。じゃあ、どっちが早く進めるかというたら、明らかにこっちをまず検討した上で進めて、あかんかったらESCOも残しとこかというほうが、スピード感でいうたらそっちのほうが上やと思うんですよ。僕はそう思うんで、今の回答はちょっと違うかなと思ってます、正直。ご回答は。いや、それ以上に、ESCO以上に何かそういう理屈があるんやったら、それはそれで言うていただいたら結構やと思うんですけど、ちょっと今のは違うかなと思って、ちょっとお聞きしたいんですけど。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

その補助金の内容を私も今存じ上げてませんので、ただそれが庁舎とか消防庁舎とかが対象施設になるのかと。また、その対象の設備がですね、高省エネのような設備を導入せなあかんような形になるのか。そういった部分を含めまして、私、先ほど答弁させていただきましたので、その部分につきましては精査させていただいて、並行に検討させていただきたいというふうに考えてますので、よろしく願いします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ただ、例えばですけど、この庁舎はいけても、消防はあかんというふうになった場合、じゃあ庁舎のほうはそっちでやろうと、ESCOはそっちでやろうよというようなハイブリッド的な考え方というのもオーケーなんですかね。いいということでもいいですかね。答え。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

当然、町負担が軽減できるものであれば、そちらのほうを選択していくということでございます。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第5号 附属機関に関する条例の一部改正について、採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 議案第6号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第6号、忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国において「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置」として、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和等の措置及び育児休業の取得しやすい勤務環境の整備が図られることとなり、本町においても、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第6号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

ここで、議事の都合上、休憩いたします。13時から再開いたします。

(「午前11時53分」休憩)

議長 (和田 善臣議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時0分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

次に、日程第13 議案第7号 忠岡町基金条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第7号 忠岡町基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、奨学資金の貸与がなければ、高等学校への修学が困難と認められる者に対して充てることを目的とした、奨学資金積立金基金が設置されておりますが、現在活用されて

いない状況のため、従来の奨学資金に加え、義務教育段階までの子ども達の教育・保育の振興や充実に資する事業を推進する経費に充てるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほど町長のほうから提案内容がありましたが、平成11年以降、この奨学金制度は貸与がないということで、20年以上利用されていないということです。その20年以上借りられてなかった原因というか、そういったものは一体何なんのでしょうか、教えていただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

様々な理由があると思うんですが、まず、高校の授業料無償化といった部分、それと本町の制度以上に充実している制度というものが、国であったり府であったり、そういったところでもございますので、なかなか本町のこの基金の借り手がなかったというように理解しているところでございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

高校の授業料が無償化というのと、あとは国や府の制度がよりよい制度であるということで、なかなか借り手が出てこなかったということでした。ただ、この忠岡町独自の奨学金の制度として国と府、それ以外でも借りれるとは聞いていますので、別では借りれると思うんですけども、やはりこの忠岡町の奨学金制度自体が昭和52年に制定されている、かなり、結構古い制度であります。

先ほど、目的にもありましたとおり、経済的な理由により就学困難な者に対して奨学資金を貸与することを目的とされているということだったので、やはり公立高校の授業料が

無償化されているところではございますけども、ただ、入学する際に制服代や教科書代などは実費になってきます。その実費額も結構大変な額になりますので、そういったところで貧困な家庭がいた場合というのが、なかなかその負担が大きいものだと思います。

小学校、中学校の中で修学援助の制度で入学準備金の制度がありますけども、それが貧困な家庭に対しての負担軽減につながっていると思います。そういった制度を今回、なかなか使われていない資金ではありますので、提案ではございますけれども、高校へ入際の入学金の準備金として制度を変えていただければ、忠岡町独自の政策としてもっと借りやすい形になると思うんですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

ご指摘の部分ですね。そういった部分も今後は検討課題として必要かなというふうに理解はしておるところでございますが、今回につきましてはあくまでもその基金の受け皿の拡充、それと使いみちの充実といった部分で考えておりますので、また今後の課題ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

まずは、新しい義務教育段階までの子どもの教育、保育の振興、充実に資する事業を推進するということで、まずそちらのほうを最初に検討していただいて、そのあとというか、先ほどの高校の準備金とかそういう貧困家庭に対しての、今後検討もしていくということで、そういう話でした。

やっぱりなかなか貸与となると、どうしても借りた分を返さないといけないということなので、またその検討課題の中で、今後、貸与じゃなくて給付という形で貧困家庭に対して対応していただくということも検討していただけるでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

基金でございますので、限られた財源でございます。一括そういう給付というような形では現在のところは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今回のこの基金条例の一部を改正する議案について質問させていただきます。

さきの福祉文教常任委員会協議会のほうでも他の議員の方からも似たような質問、出たかと思うんですけれども、今回のこの条例の改正案の部分で、基金の使途といいますか目的の部分ですね。そこに義務教育段階までの教育への取組に使うということで、義務教育段階までという言葉が入れられています。

この縛りかける部分についてちょっと疑問に感じる部分もありますんで質問させていただきたいんですけれども、これまでも決算委員会等々の場でも忠岡町の、本町の教育への取組という部分で、もっと幅広く、例えばリカレント教育とか生涯教育の部分も含めて大人になってからの学びというものを考えていただけないかということも、質問もさせていただきましたし、また別のときには本町で英検の補助の授業もされてますけれども、本来語学、特に英語の習得であれば英検じゃなくて普通はTOEFL、TOEICじゃないかというところで質問させていただきました。

そのときも教育委員会のほうの答弁としましたら「高校入試に有利であるから」というお答えだったと思います。ですので、本町の教育行政の取組というのを見ていますと、どうも小・中学校、義務教育までの、いわば高校入試までをしか照準に当てていないというふうに見えるわけですね。悪く言いましたら義務教育、中学までは面倒見ますけども、もう中学を卒業したらその後は知りませんというふうにも見えなくはないわけですね。

住民としましたら、特にお子さんをお持ちの親御さんたちも含めてですけれども、やはり教育というのは幅広く全ての年代においてつながるものだと思います。ですので、この義務教育段階という部分に限定する必要性ですね、その部分がちょっと理解し難いといいますか、ちょっと疑問に感じるころがありますんで、本来教育の目的でこの基金を創設されるということなのであれば、もっと幅広い教育行政の取組に使えるように、この縛りをなくしたほうがよかったんじゃないかとも思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

現在の奨学資金積立金につきましては、これまで先人が大切に積み立ててこられた基金でございます。なお、今後ふるさと寄附金を活用することで全国の多くの方のご厚志をも頂けるといふことであることから、まずはできるだけ多くの子どもたちに還元できるような制度設計ということでは現在はお考えしておりますので、まずは義務教育以下の子どもたちへの還元を充実させたいというふうにお考えしております。

なお、今後余裕が出てきた場合は、そういった年齢の引上げにつきましても視野に入れて基金の運用に努めていきたいというふうにお考えしておりますので、ご理解よろしくお願

します。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今のお答え、答弁ですね、趣旨もすごい分かります。義務教育段階の子どものためにまずは使いたいという部分ですので、恐らく特に子どもの学力向上の部分について使いたいということだろうと思うんですけども、これまでも言われてることですけども、子どもを取り巻く環境であったり、大人、地域の文化、教育に対する意識の高さというのが子どもの学力の高さ、向上にも相関があるということは従前から言われているところであります。

実際、忠岡町で子どもさんをお育てになられている親御さんの中にも、子どもさんが将来、特に進学面で不安を抱えておられる、心配されている親御さんも多くおられると思います。全員が全員、大学進学を目指す必要はないと私も思いますけれども、そういった進学の部分も含めて、より高い知識、教養を身につけるといふ部分を目指す、そういう機運を町内といいますか、地域、住民の中に醸成していくことも教育行政の重要な役割ではないかと思うわけです。その機運の高まりといいますかね、醸成された部分が結果的に子どもたちへの、義務教育段階にある子どもたちの学力向上にもつながるものであると思うわけですけれども、その点についていかが思われますか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

確かに教育分野は幅広うございます。当然我々としても、生涯学習の部分に関しても力を入れておるところではございますが、何分、今回の基金につきましては長年なかなか活用できていないところを、今回違った角度で、ちょっとでも使いやすくできるように考えたところでございます。

取りあえず今回は、先ほどから申し上げているとおり子どもたちへの充実といったところで考えさせていただいて、それ以外の生涯学習、親学習等につきましては、また今後引き続き努力してまいりますので、この基金は何分限りあるものでございますので、その辺りご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私のほうも、この議案に反対するものではありませんので、今後も引き続き教育行政の取組については要望等々の声は伝えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第7号 忠岡町基金条例の一部改正について、採決いたします。
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 議案第8号 手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第8号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布において、手数料の標準額の見直しが行われたことに伴い、本町においても、保安確保機器の設置及び保管の方法の認定及び貯蔵施設等の変更等の許可に関する審査事務の手数料が当該標準額と同様になるよう、本条例を改正するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第8号 手数料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第15 議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、議

題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法施行令等の改正に伴い、保険料について、未就学児に係る均等割額を減額するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本条例改正案は、未就学の児童の均等割額を半額にするという条例改正であります。令和4年度の、新年度の均等割額は1人4万1,280円、これを2万640円の半額にするということになるわけで、負担軽減ということになるものであります。

令和3年度、現時点での国保加入世帯のうち未就学児童、この対象になるという子どもさんは96名ということでありまして。この96人しかいないというお子さんについて、半額ということではなく、あと半分、町独自に財政措置をして、子どもの均等割額を全額免除する考えはないかということをお聞きしたいと思っておりますが、そのための町の財政負担ですね。財源ですね。96人の均等割を町独自で全額免除にするということにする際に、忠岡町の負担はあと幾ら、必要額は幾らでしょうか。担当部長よりお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今回の国の制度改正による市町村負担は4分の1ですので、約25万円になります。町独自で全額免除をしますと、軽減措置の残りの5割となりますので、追加ですらに約100万円の財政負担となります。

以上です。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

今回の条例改正で忠岡町の分は25万円と、負担分が。年間ですよ。年間ですね。それをあと半分、忠岡町が財政負担をすると、あと100万円追加が必要だと、年間。ということは1か月にすれば9万円足らずの、わずかの金額であると言えます。

そこで、国保加入世帯は大変所得の低い方々が加入されているという保険であります。忠岡町の国保加入者の72%余りが軽減世帯、法定軽減、法定減免がかかっている。2割軽減、5割軽減、7割軽減がかかっている世帯であります。これは他市町村と比べても10%ぐらい以上多いという忠岡町の現実があります。

そこで、国保加入世帯のその未就学児、今回半額になるという、均等割が半額になる未就学児が96名おりますが、そのうち7割、5割、2割軽減に該当するお子さんは、82.3%のお子さんが、ほとんどのお子さんが軽減世帯であると。こういう未就学児がいる子育て世帯、低所得の方が多いと。当然社会保険に加入できない非正規の方が多いということがうかがえるのではないかと。こういったお子さん方の世帯に対して経済負担を軽減するという意味でも、国保料引下げになるということで、ぜひ国保加入世帯のその子どもの、法定軽減世帯を含めて未就学児童96人の全額均等割を町独自で免除するお考えはないでしょうか。これは町長よりお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

国保の加入者、低所得者の保険料の負担が大きいということは認識しています。しかし、一旦町単独の制度を始めますと、経常的な財政負担となりますので、厳しいものがあるために、慎重に検討してまいりたいと思うところでございます。国や府には機会があればさらなる軽減拡充について要望はしていく所存でございますので、どうぞご理解お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

そもそも国が半額と言わず均等割全額免除にすればよかったわけですが、国が出し渋ったというところだと思います。これは忠岡町長のほうからも要望していただくと、国のほうへというお答えがありました。それが実現するまでの間はやはり忠岡町で免除していた

だきたいと思います。

国保の会計は、令和2年度は黒字でありました、忠岡町。大阪府下のどこの市町村もほぼほぼ黒字で、基金に余ったお金を積み足しております。忠岡町も2,000万円黒字でしたので、基金にほぼほぼ積んでいらっしゃる。で、令和4年度、新年度の国保料が、大阪府の統一保険料は値上がりします。黒字なのに値上がりをする。そしてこの、先ほど申し上げた子どもさんがいてる、モデル世帯と言われます40代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯で年間所得200万円の場合の、この方々は法定減免2割軽減のかかっている世帯であります。そこの保険料が今年ですね、42万5,959円という、所得が200万円42万5,000円も、これは所得の2割を超える保険料、8割で生活をしないとイケないという大変な負担増であります。負担です。こういったところの世帯は軽減がかかる。国がそのまま掛けては申し訳ないということで2割軽減、保険料しているところでもありますので、そういったところのお子さんの保険料をさらに、やはり低くしてあげる必要があるのではないかと。子育て支援にもなりますし、子どもの貧困対策にもなるということでもありますので、ぜひ忠岡町独自でこの、月9万円あれば96人のお子さんのあと残りが減免できますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

答弁よろしいですか。

6番（是枝 綾子議員）

答弁はいいです。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田善臣議員）

これより、議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第16 議案第10号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第10号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団員の処遇の改善を図るため、非常勤消防団員の報酬及び費用弁償等に係る国の基準が定められたことから、当該基準に準じて報酬を引き上げるほか、災害、警戒、訓練等の消防活動に応じて支給される出動報酬が新設されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

北村議員。

3番（北村 孝議員）

忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正する条例ですけれども、これまでも質問もさせていただいた経過、ちょっと質問させていただきたいと思えます。

協議会では条例定数が45名ということで、現段階では31名いらっしゃるということで、これにつきましては今後どのように取り組んでいきはるのか、条例からもかなり、14名という減になっております。

また女性の団員についても、これまでも何度か質問させていただきましたけど、この辺についての取組も今後どのようにされるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

森下消防長。

消防長（森下 孝之消防長）

今のご質問なんですけれども、まず1点目の取組の件でございますけれども、委員会でもご質問がございました。消防署といたしましては、自治会等の総会時に本町職員が、そのときに入団の促進をお願いするという形がまず1点と、それとあと、消防署では消防訓練というのが実施されております。それは事業所に対して訓練するものでございまして、その際にその訓練のが終わり次第、お時間を頂きまして、そこで消防団の入団促進についての説明をさせていただくという取組を今後実施したいと考えております。

2点目でございますけれども、女性消防団員につきましては現在、今までにおきましても入団の希望者がおりませんけれども、今後そういう女性の消防団員についても、消防団幹部また消防団長と相談しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

これも申してきてましたように、災害とか等も女性の視点で見ていくということで、災害者の立場というか、そういった女性しか分からないところの部分もありますので、しっかりこの辺も女性の団員についてはもっと広報、アピールして、積極的に女性消防団員の募集については取り組んでいっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田善臣議員)

これより、議案第10号 忠岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第17 議案第11号 忠岡町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第11号 忠岡町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害において発生する傷害補償年金等を金融公庫へ担保できる権利がなくなることに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第11号 忠岡町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第18 議案第12号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第12号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、5,983万2,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は81億8,630万8,000円となります。

歳入につきましては、第10款 地方交付税で、普通交付税の計上、第14款 国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上、第15款 府支出金で、ひとり親家庭医療費補助金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の減額。

歳出につきましては、第2款 総務費で、退職手当の計上、住民訴訟に伴う弁護業務委託料の計上、総合行政システム（社会保障・税番号制度）改修業務委託料の計上、第3款 民生費で、ひとり親家庭医療費関連経費の計上、第4款 衛生費で、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種関連経費の計上、第8款 土木費で、時間外勤務手当の計上でございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今回の補正予算案の中で上がっています総務費の、住民訴訟に伴う弁護業務委託料、こ

れに関してちょっと質問させていただきます。

住民訴訟、この案件というのは、平成27年度のクリーンセンター粗大ごみ破碎施設更新工事の発注で、随意契約で1億3,500万円でしたか、随契で発注した案件についてなされた訴訟、住民監査請求訴訟でした。

その質問を直接、杉原町長のほうにお聞きしたいんですけども、その質問に入る前にその前提になるこの制度について、かなり多くの方が誤解されてるようなので、ちょっと説明させていただきますと、その住民監査請求、住民訴訟という制度というのは、日本の地方自治の中で設けられている制度でありまして、自治体にのみ認められている制度です。地域住民の、地域住民自身が自分たちの税金の使い方、おかしな使われ方などについて直接声を上げられる制度として設けられています。この制度は国の税金の使われ方については認められていません。そういった制度です。

普通、訴訟、裁判といいますと、多くの方々が何か迷惑、被害を被った側の当事者がその迷惑、被害を与えた相手側に対して、「あんたのせいでこんななったんや。訴えてやる」ということで、普通に民事的に訴訟を提起すると、訴えてやるという、そういうイメージを持たれてるかと思うんです。多くの住民の方々もそういった認識のもと、この住民訴訟を捉えている方々、多いかと思うんですけども、この制度はそういうものではありません。全く違います。

どういふものかといいますと、自治体のほうが税金を使っていろんな業務をするわけですけども、おかしな公金支出、財産管理があった場合、住民が「おかしいやないか。損した分の税金を返せ」と言いたいところなんですけれどもね、直接住民は契約したりとかそういう事務をやっている当事者ではないですよ。全て自治体の事務をやっているのは、発注業務であったりとかいろんな業務を含めて全部、自治体の長、首長がやっているわけです。

ですので、住民自身は相手方に直接「金、返せ」といいますかね、言う権利は法的にないわけですね。なので、でも住民、地域は損をしている。税金の面で損をしているということなので、住民が法的に「お金返せ。損した分、返せ」と言える権利を持っている首長に対して、「首長さん、うちの自治体、損してますよ。損したお金、返せって相手に言いなはれや」というようにですね、ある意味自治体、首長を応援、後押ししているというのがこの制度です。

ですので、住民訴訟を提起したからといって、原告住民が自治体首長を「あんたのせいでおかしなやつやんか」と、自治体首長を責めているというものではないというところですね。そこの部分を認識していただきたい。むしろ首長を「お金、損してるよ。金返せって相手に言いなはれや」、つまり法的に言うと「損害賠償請求権を行使しなさいよ」と言っている、後押ししているのがこの制度ですということをですね、説明、先にさせていただきますと思います。

その上で質問させていただきます。このクリーンセンターの粗大ごみ破碎施設更新工事の発注というのは、平成27年度の案件で、当時の議会でも紛糾していました。当時は和田前町長の時代でした。で、この住民監査請求訴訟が提起されたのは、その翌年の28年ですので、いずれも和田前町長の時代です。その当時ですね、発注のあった当時は、杉原町長ご自身は議員をされていました。本町の議員で、この発注案件についても反対のお立場を取られてたと思います。

聞くとところによりますと、忠岡町議会の中に呈祥会という議員会派がありますけれども、その呈祥会という議員会派というのはそもそも、特に長期包括の10年契約して以降だと思えますけれども、本町のクリーンセンター案件に対して反対の姿勢、立場をとられている議員の方々が、意思を同じくして集まられている会派であるというふうに私も聞き及んでおります。

実際、この粗大ごみ破碎施設の更新工事の発注案件があった平成27年当時ですね、補正予算案の議案のときも、その後の契約締結の議案が上程されたときも、たしか杉原町長ご自身ですね、反対のお立場をとられてたと思います。実際、当時の議会議事録を見ましても、そういった発注の内容に対する問題指摘というのはされておられて、実際原告、私自身ですけれども、原告側の証拠資料として、これ、こんなふうに杉原議員を含めて議会の議員さん、原告と同じ立場で問題、指摘してますでしょうということでも証拠資料、訴訟の裁判所のほうにも提出させていただいています。で、当然議会の議決を得るときも反対であったというふうに私も聞いております。つまり、この訴訟原告と杉原町長、議員時代の杉原町長ご自身、同じ立場だったわけですね。「この発注案件、おかしいんじゃないか」ということで、反対されてた。

で、議員というのは、我々もそうですけど、しょせん執行部側、町役場側に「おかしいやないか」とか「ああせえ」「こうせえ」と言うことはできても、言うだけで実行はできないですね。改善もさせられないですし、何も実施させることはできない。役場側に無視されたら終わり。

ですけれども、杉原議員は当時から今にかけて、その議員から町長になられたわけで、ある意味実施できる、この町組織のトップに立たれたわけですね。であれば、この平成27年当時、議員として反対したけども、否決できなかったという悔しい部分ですね、ある意味、晴らすチャンスが回ってきたというふうにも取れるわけです。

なおかつ、町長という立場であれば、我々住民、議員というのは、この案件に関してもそうですけれども、具体的な中身を調べようと思ったら情報公開請求をして、また出てきた資料も黒塗りやったりとかして、原本、見れないわけですね。ですけど、町長になるともうその組織のトップですから、原本を直接見てチェックもできるわけですね。そういった非常にうらやましいといえますか、チェックできる立場で、改善させられる立場にあって、本来原告と同じ立場にあったわけですから、町長になられたら。

議長（和田 善臣議員）

ちょっと勝元議員、もっと簡潔にやってください。

11番（勝元由佳子議員）

はい。ですのね。

議長（和田 善臣議員）

これは一般会計予算の補正予算ですから、あくまでも、それについて。

11番（勝元由佳子議員）

なので、杉原町長がその議員時代の立場を貫かれずに、町長になって相反する姿勢を取られた部分について、なぜ議員時代の姿勢を貫いて、「よし、分かった。わしは議員時代、原告と同じ姿勢やったから、この案件を精査し直して、必要があれば相手方に対して損害賠償請求するなり必要な措置を取ります」と、なぜそういう措置を取られなかったのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

ちょっと言葉を返すようですが、原告と同じ立場というわけではございませんと思いますね。議員の中では。ただ、確かに当時、私は否決に回りました。でも、この民主主義の中、賛否を取りましたら当然賛成ということで、長期包括も今回の破碎機の問題も全て議案は通りました。ということで、そこはもう終止符ということでございます。

がしかし、先ほど来言っていますように、私は整合性でいえば、長期包括のときから全てこのクリーンセンターの問題に対しましては反対の立場を取っている以上、整合性の問題があります。というのは、基本的には間違いやということで、その立場におりましたので、当然これは否決に回らないとしようがないという立場でございました。

それから、言っていますように、今はだからどうだということで、私は今クリーンセンターの問題には、真摯に受け止めながら、私の時代にいい方向で、お尻を決めながら、この忠岡町のクリーンセンター、いわゆる国からの補助もつかないようなクリーンセンターをですね、きれいに終止符を打ちまして、新しい道なりに頑張っていきたいと、かように思っていますので、ご理解をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

よろしいですか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

杉原町長の当時の立場と今の立場とといいますか、今後、クリーンセンター問題に取り組んでいただけるといところはよく分かっています。ですけど、当時それだけ反対されて

いたのであれば、できれば町長ね、首長の立場になった以上、そのときの積年を晴らすではないですけども、もう一度精査し直して、この案件、もう一度確認はしていただきたいかったなというところはお伝えして、終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第12号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第19 議案第13号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第13号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入予算を組み替えるものであります。

歳入につきまして、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年分を減額、第3款 国庫支出金で、災害等臨時特例補助金を計上、第4款 府支出金で、特別調整交付金分を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第13号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第3号)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

日程第20 議案第14号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第14号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入予算を組み替えるものであります。

歳入につきまして、第1款 保険料で、第1号被保険者保険料現年度分特別徴収保険料及び普通徴収保険料を減額、第3款 国庫支出金で、特別調整交付金及び災害等臨時特例補助金を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第14号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第21 議案第15号 令和4年度忠岡町一般会計予算について、日程第22 議案第16号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第23 議案第17号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第24 議案第18号 令和4年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第25 議案第19号 令和4年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上、5件を一括して議題といたします。

本5件については、先例により、議案の朗読は省略させていただきます。また、提案理由の説明は、既に配布されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長(和田 善臣議員)

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本5件については、先例により、6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、

これに付託して、休会中のご審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、私から指名いたします。

河瀬成利議員、北村 孝議員、二家本英生議員、三宅良矢議員、今奈良幸子議員、河野隆子議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長(和田 善臣議員)

議事の都合により暫時休憩いたします。

14時10分より再開いたします。

(「午後1時56分」休憩)

議長(和田 善臣議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後2時10分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

ご報告します。正副委員長の選任結果についてであります。

予算審査特別委員会委員長に河瀬成利議員、副委員長に二家本英生議員が決定しましたので、報告させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第26 報告第3号 事務報告について（令和3年分）を、議題といたします。

事務局長より、本件を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

報告第3号 事務報告について、地方自治法第122条の規定により、令和3年の事務報告を提出する。

令和4年3月1日提出 忠岡町長 杉原健士。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第3号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和4年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出にあたり、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、令和3年の事務報告を提出するものでございます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、報告第3号を終わります。

議長（和田 善臣議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので、本日の会議を打ち切り、議事の都合により、明日から8日までの7日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、明日から8日までの7日間、休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（「午後2時13分」散会）